

商品概要説明書

オリエントコーポレーション保証シルバーライフローン

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

商品名	シルバーライフローン
ご利用いただける方	○お申込時の年齢が満 60 歳以上 70 歳未満の方。 ○J Aにて公的年金を受給中の方、もしくはJ Aへの振込指定変更が可能でその手続きを完了した方。なお、既に年金担保融資（貸付）を利用されている方は対象外となります。 ※対象となる年金 (1) 厚生年金 (2) 国民年金 (3) 共済年金 ○当J A指定の保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○健康で、文化的な生活を営むために必要な資金とします。
借入金額	○10 万円以上 100 万円以下、もしくは年金受給口座に振り込まれる年金（厚生年金基金や国民年金基金等の準公的年金も含みます。）の年間受給額のいずれか低い方とし、1 万円単位とします。
借入期間	○5 年以内とし、6 か月単位とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当J A融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等隔月返済（隔月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、年金振込月の 15 日（休日の場合は翌営業日）に口座振替で引落としとします。 ○年間返済額は年金受給口座に振り込まれる年金（厚生年金基金や国民年金基金等の準公的年金も含みます。）の年間受給額の 50%以内とします。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（㈱オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただきます。 ○㈱オリエントコーポレーションが必要と定めた場合には、ご融資金額にかかわらず連帯保証人が必要となります。
保証料	○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 2.7%とします。
手数料	○お借入に際しては、当J A所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当J A所定の手数料が必要となります。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^{（注）}にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署^{（注）}または J A バンク相談所にお申し出ください。 （注）：担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J A バンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 大北 金融部 推進企画課（電話：0261-29-7121）